

現代会計の解明を求めて

——個別資本運動説の展開——

荒川邦寿

はじめに

過去半世紀にわたって、企業会計は歴史的原価基準による評価、期間配分の近代会計理論に基づき、その枠組みの中で実践され、制度化されてきたが、最近におけるリース、年金、偶発損失など将来の予測、見積を含む事象の会計処理をめぐって、いわば「資本化価値 (Capitalized-value) 基準」による資産、負債の計上を求める現代会計理論形成の試みが活発化してきている。

この点は、例えば、アメリカ財務会計基準審議会の会計概念意見書 (F. A. S. B. "Statement of Financial Accounting concepts") では、現代会計の目的を (第一号) 利害調整よりも意思決定の情報提供に変え、その質的特徴を (第二号) 形式よりも実質 (Substance over Form)、「真实性よりも適合性」に求め、構成要素の資産、負債を (第三号) その価値性、費用性よりも経済的便益の支配と犠牲性において評価し、その認識基準を (第五号) 発生主義、実現主義の客観性よりも専ら予測・検証可能性によるものとして、現代会計理論形成のフレーム・ワークを固めようとしてい

現代会計の解明を求めて

る。だが、その基盤にある会計思潮において、或いはその理論形成のアプローチ（例えばアメリカ会計学会の「会計理論及び理論承認 A. A. A. "Statement on Accounting theory & theory Acceptance" 77」の提示した古典的アプローチから効率的市場仮説の意思決定有用性アプローチやエイジェンシー理論の情報経済学アプローチなど）において、なお、それがパラダイムとしての合意を確立しえないまま、そこから「一般に認められた会計原則 G. A. A. P.」を形成して会計実務を規制し、さらにその制度化を果たすまでにはいたらず、いわば方法的にまだ苦悩している現状にあると思われる。

そこで、このような現代会計の、とりわけその「資本化価値基準」の導入の本質的意義をどのように考え、それに基いてどのような会計処理をすべきものか、という点でなお模索されているのであるが、その一つのアプローチとして、これまでに、いわゆる株式プレミアム論争などの形で、企業収益を資本化した擬制資本価値を問題にし、その前提に簿記の勘定学説における資本循環説をも体系化してきたものとして、いわば我が国独自の会計学方法論ともいわれる個別資本運動説をかえりみる必要もあるのではなからうかと考えられたのである。

これは、会計的な企業利潤測定が、個別資本の増殖を捉える以上は、その資本運動の論理に基づいた方法論をとるべきで、近代会計の客観的な費用、収益の測定、表示で把握してきた現実資本の運動を、いわば、利子生み資本の目からみた擬制資本運動の論理によって、その将来の予測的経済便益の消費、実現の可能性を測定、表示することが問題になったものではないか。すなわち、企業の収益を金融的利子率で割引いて資本化した擬制資本価値は、その収益獲得に機能している現実資本価値の外被にすぎないが、この二つの資本運動の対立と統一の過程で、いわゆる「配当の利子への縮減化」が現象し、これら両者の差額たる「暖簾」価値が、株式プレミアムや合併差損益など、資本取引から獲得した利得、キャピタル・ゲインの会計処理において問題とされてきていたのである。そしていまや、そ

の擬制資本運動の論理で、現実資本を構成する個々の資産の償却、回収、代置の自己金融を、いわばセグメント別の資本予算の問題としてとりあげられてきたのみならず、企業利潤そのものをも、資本化された収益価値総額に対する利子分が年々実現し、客観化したにすぎないものとして、これを測定、表示しうる会計構造の全面的見直しが行われるにいたってさえたのである(注)。その意味では、現代会計理論の形成を促がす契機となったリースなどの「資本化価値基準」の導入は、まさに現段階の、利子生み資本と産業資本との「結合」による価値回収の自立化として、さらにそうした資本予算問題を企業会計構造のうちに包摂しようとするものではないか、と考えられたからである。

(注) この点ではすでにエドワーズ・ベルが明らかにしたように、(E. D. Edwards & P. W. Bell "The Theory & Measurement of Business Income", 61) 伏見・藤森訳『意思決定と利潤計算』(参照)、企業家の「意識」する所得概念は現存財産(現実資本)の生み出す収益を資本化した主観的(擬制資本)価値の期中増加額としての主観的利益であるが、これはその主観的価値に生じた利子分にすぎず、その極大化は、結局は(主観的価値算定式の分子に配される)現存財産の生み出す正味受取額の極大化として、主観的な資本化価値と客観的な企業財産の市場価値の差額たる「主観的暖簾」が市場で客観化する。「実現可能利益」の測定が会計の任務である。だが、企業財産の市場価値は絶えず物価変動にさらされ、その現在価値の主観的価値を求める見積り率も変動しているので、「実現可能利益」の測定は「定常状態」を仮定した取得原価基準による「実現利益」の測定とともに、現実資本の個別物価変動を認識したカレント・コスト(Current cost)評価基準を確立し、これを貨幣価値変動による一般物価水準の修正を加え、しかるのちにその客観的な現実資本価値と主観的な擬制資本価値とを対比して「実現可能保有利得」と「実現保有利得」とを識別し、さらにこれらキャピタル・ゲインとオペレーティング・プロフィットとを区分して測定、表示する会計システムで企業利潤が確認されるのである。この「実現利益」のうちから、「主観的利益」分を配当すれば、それがまた現実資本価値に生じた利子に相当するものであり、残余の利益を実現可能保有利得として留保できる。「配当の利子化」現象として、企業利潤の獲得とその配分の意味決定過程をも検証できることになる。

ただ、近代会計でも直接的にこのような現実資本価値と擬制資本価値とが対比される場合が、企業そのものを売買し、合一現代会計の解明を求めて

（分割）する合併（分割）会計で、その暖簾価値と合併差損益を測定、表示する場合であったが、それ以外は、自己創設暖簾はもとより、土地、証券など個別に擬制資本価額をもつ項目の取引も、市場で売買が実現して始めてその取得原価との評価差額がキャピタル・ゲインをさらに利子分と保有利得分とに分離して認識しようとするものであったのである。カレント・コスト基準による会計構造は、これらのキャピタル・ゲインをさらに利子分と保有利得分とに分離して認識しようとするものであったのである。

このようにみれば、改めて会計学方法論としての個別資本運動説のこれまでの発展過程をかえりみ、これを現代会計技術の解明にも展開しうるか否か、まさにその現代的意義と役割を確かめ直してみる必要があるであろう。本稿は、このような問題意識から、とりあえず、これまで私が理解してきた限りで個別資本運動説とはいかなるものか、その内容と問題としてきた点をあきらかにし、その簿記会計技術の把握と批判、現状分析の「あり方」等を吟味して私見を加え、当面する現代会計の問題点に接近する道をも探ってみようとしたものである。

一 経営学方法としての個別資本運動説

いわゆる個別資本運動説とは、経営（及び会計）学研究の方法論として、「経営学の対象を企業すなわち社会総資本の一環としての個別資本の運動として捉えながら、しかもそのなかにおいて経営技術の論理——その構造、その生成発展、その限界——を明らかにしようとするもの」⁽¹⁾である。

もともと、このように経営経済学の対象を個別資本運動と規定されたのは、中西寅雄教授であったが、その問題点は、中西理論の個別資本概念ではその抽象性のゆえに経営技術への接近が困難である、というところにあった。そこで、このような個別資本概念の具体的規定を重ねてゆくことよって、経営技術への接近の道を開き、社会経済学から相対的に区別された経営経済学の存立を可能ならしめようと考えられたのが、馬場克三教授の示された、いわゆる

五段階説である。⁽³⁾ すなわち、馬場教授によれば、

第一は社会的総資本を一個の全体的な資本とみる個別資本の未分化な段階

第二は社会的総資本の構成単位として個別資本をみる全体と部分との分割段階

第三は平均利潤率の支配下で競争する産業部門別の資本を個別資本とみる段階

第四は同一部門で超過利潤獲得を競争する個別資本としてみる段階

第五は他人資本と自己資本の分離（貸付資本「信用」の成立から擬制資本運動を展開）した個別資本をみる段階において、個別資本概念は具体化される。

そこで、社会的総資本と個別資本との関係は、いわば立体的に、個別資本はその現象の表面において、換言すれば「企業家の意識の層」において捉えられ、社会的総資本はその現象の背後において成立する基礎的関連として捉えられる。このように「抽離」した個別資本運動の論理に基づき、その「意識性」において経営技術に接近するのが経営学である、とされたのである。

やがて、このような個別資本運動説の内容深化として、馬場教授の五段階説に対する三戸公教授からの批判が呈せられ、この見解をめぐる論争過程から次第にその問題点も明らかにせられてきた。すなわち、三戸教授は、「経営学の対象たる個別資本は、何よりもまず産業資本であり、生産を包摂した資本に托した資本たるが故に、個別資本の価値的側面が段階的に規定せられていったのに相応して、その使用価値的側面たる生産がとりあげられ、これが段階的に規定せられてゆかねばならない」⁽⁴⁾。従って、その段階規定も

第一の未分化段階は価値一般、生産一般が扱われるのみであり、（資本の直接生産過程）

第二段階は生産過程における $\wedge \circ \times \triangle + \text{日} \vee$ の価値が捉えられるのに対応して、生産は生産財消費財の部門生産として具体化されて理解され、労働過程と価値増殖過程の統一として把握せられ、（資本の流通過程）

第三の「競争」が導入された段階では、価値が費用価格＋平均利潤として捉えられるのに対応して、各産業部門別の生産手段と労働力との技術構成が問題とされて（資本の生産過程と流通過程とを統一した現象過程）、平均利潤率支配下の個別資本がとりあげられるが、

第四の同一部門内競争で超過利潤獲得とそのため生産手段と労働力の構成が考慮され、

第五の「所有」と「意識性」とが導入された段階では、価値的には利子と擬制資本運動の範疇が成立し、生産管理とその組織が問題とされているのである。

だが、この第四、第五の段階は、それまでの平均利潤率支配下の個別資本とは、その全体と部分、意識性、生成・発展・消滅の法則において全く異なる独占段階の個別資本、つまり最大限利潤法則下の独占資本と規定し、経営学はこの独占段階で成立するものとして研究されねばならない。

なお、この場合、個別資本の「意識性」は、その使用価値的側面における生産技術、組織としてのみ発現され、技術論としての体系をかたちづくるが、これらが資本の価値的側面における経営技術、制度に包摂される関連とその過程を明らかにしなければならない、といわれたのである。

この批判に対し川端久夫教授は、馬場教授の第一、第二、第三段階は、いわば経営経済学の原理論であり、第四、第五の段階（三戸教授の独占規定による段階）で抽出された個別資本は、客観的観察から主体的観察へ転回して、その「意識性」において経営技術論への接近を図ろうとされたものであるとされた。と同時に、生産的労働と不生産的

労働との分析を通して使用価値とのみ規定し得ない管理技術の存在を明らかにするとともに、「意識性」は個別資本を特徴づける重要な契機である、と主張されて、三戸教授との間で論争が展開された。

ところが、すでに一方で、朽木清教授や神田忠雄教授並びに岩尾祐純教授等により、経営会計技術の制度は「上部構造」に属するものとして批判されねばならない、という上部構造論が提起されており、個別資本運動説との方法論争にさらに拍車がかけられていたのである。

この結果、別府正十郎教授⁽⁷⁾は、それまでの論争を総括されて、もともと馬場教授は個別資本の概念を具体的に捉えるべく、論理的な段階を追って示されたもので、(これを歴史的な発展段階として解するところから混乱が生ずるのであって、歴史的には当然) 始めから資本機能の担い手は登場しているが、これが論理的には第五段階の「所有」の分離において、いわば転倒して経営・会計の主体として明確化される。従ってまた、その段階で、彼が機能する(土台としての) 個別資本運動の使用価値的性格が価値的性格に従属して現れる内的矛盾を止揚すべく、意識的、統制的に適用される生産技術、組織も、これが制度的な(社会の「上部構造」として) 展開されるにいたる。それゆえ、独占規定は方法論の問題ではなく、そうした経営技術が制度にまで発展した社会的基盤の問題であって、その概念が最も具体化された段階での個別資本に「内含」されているのである。経営学は、このような個別資本の「意識性」にたつて、その経営技術が、社会的総資本の運動法則に規制され、或いは歪曲されて現象しているゆえんを批判的に把握するものである、と結論づけられたのである。

しかるに、この間にまた、馬場教授の「経営経済学と経営技術論とがある一点で融合するのではないか」という「放言」があり、その理解をめぐって経営経済学と経営技術論との二部門分割か否かの問題から、技術批判と現状分

析との結び付き、建設的又は構造改革的提言の是非といった点にも論議が発展した。⁽⁸⁾この点で、馬場教授自身は、「経営技術は客観的法則の意識的適用である」とされ、例えば「複式簿記の勘定形式による記録、整理の技術は、見事に資本循環の論理に適合しているのである。簿記史は、技術がいかんにかに執拗に資本循環の論理を追求したかを示している⁽⁹⁾」といわれて、個別資本運動説は経営、会計学研究の方法論として最もよく適用されるものといわれていた。もとより、このような技術の論理性をみる方法論として、別府教授は「簿記学における勘定理論は所有関係を抜きにしては組立てることはできないので、第五段階に基礎を置いて出発しなければならぬ⁽¹⁰⁾」が、「そのことは経営、会計学が全て第五段階から出発しなければならないことを意味するものではない」と注意されている。これは簿記・会計の出発点から、その記録、計算、報告の責任主体が問題となるが、それが論理的には第五段階で認識される、ということとともに、歴史的には個別資本運動の発展段階に応じた「意識性」によって捉えられ、そこに発現する個別資本運動の論理が社会的、制度的に歪曲され、また貫徹してゆく過程を明らかにする必要があることを示唆せられたもの、と考えたのである。

そこで、次節以降では、まずもって、このような方法論としての個別資本運動説の内容と問題点を、馬場教授も例証されたような簿記・会計技術がその論理を執拗に追求した生成、発達の過程に通じて吟味し、それらの「論理性」と「歴史性」とのからみあいから、さらにその擬制資本運動の法則による現代会計の批判と現状分析の「あり方」に對する検討に私見をもつけ加えてまとめてみたのである。

二 簿記技術の把握——資本循環説による勘定学説とその吟味——

個別資本運動説による簿記・会計技術の把握については、馬場、内川共著「基本簿記概論」（春秋社刊一九六〇年）で展開されていると思われるが、ここでは簿記技術の（論理的）展開過程を（ほぼ歴史的に）次のような段階に分けて述べておられる。⁽¹¹⁾ すなわち、

① 私有財産の管理⇨数量計算の生成段階

まず、第一段階は、いわば計算一般の問題として、私有財産制度の展開に忠じて△資産⇨負債△の認識、その確定保全のための数量計算（いわゆる倉庫会計 Stores Accounting）がとりあげられる。その本質は、財産所有者に対する書記や執事等が計算主体となつて、彼の意識する限りで、彼に委ねられた財産管理の責任を記録計算の結果として示すものであつた。従つて、このような財産管理計算は、始めは物量単位による記録計算で、のちに貨幣単位によつても記録計算されたが、いわば財貨の使用価値計算として、今日でも家計や官庁会計などの消費単位における收支の記録計算にほかならないものであつた。

② 複式簿記の成立⇨価値計算の展開段階

第二段階は、「家計と營業の分離」における△資産⇨負債△の認識、つまり「貨幣が貨幣を生む」（いわゆる前期的）資本の生成に忠じて、その財産の確認するために貨幣評価額での記録計算が、複式簿記の勘定機構を通して体系化される。その本質は「資本価値計算であり、その機能は損益計算である」⁽¹²⁾が、複式簿記技術の生成過程は、（貨幣不足による「信用」の）債権債務の記録計算から（論理段階としては転倒して）表われる。そして、その人名別に貸

借を記録した「勘定」の成立から、商品（取扱者）、現金（出納者）勘定へ、さらに記帳主体自身の「Me」勘定が設定され、やがてこの「Me」勘定が出資金と引出金（利潤先取りの家計費支出）の貸借関係をも記録する資本勘定へと発展することになって、複式記入の簿記機構が完成することになるのである。

③ 資本循環の把握⇨資本損益計算の発展段階

第三段階は、（近代的）資本循環の継続化に応じて、この複式簿記が口別計算から期間計算へとその勘定体系を拡大、発展せしめながら個別資本運動を写し出し、その資本の機能・存在形態を「企業財産」、所有、源泉形態を「企業資本」の二側面でとらえ、 $\langle \text{母資} \parallel \text{子資} \rangle$ として、さらにはその財産を積極的な「資産」と、これに反対記入すべき消極的な「負債」とに區別して、 $\langle \text{子資} \parallel \text{母資} + \text{子資} + \text{子資} \rangle$ と把握する（財産法の）資本損益計算を展開せしめることになる。この本質は、平均利潤率支配下の個別資本運動を司とる「企業家の意識の層」において、その資本循環を把握したものであるが、いわゆる $\langle G - W \dots P \dots W' - G' \rangle$ の公式における購買商品 W' 、すなわち生産手段 P と労働力 V は、資本の機能形態ではあるが存在形態とはならない「費用」として、生産物へ価値移転する生産手段の材料や固定設備の減価償却額とともに「後払い」される賃金をもその費用価格の構成要素と観念する一方、その生産物商品 W' を販売して価値実現すべき G' の対価で捉え、これを源泉形態ではあるが所有形態たりえない「収益」と認識し、この $\langle \text{母資} \parallel \text{子資} \rangle$ の差額を企業利潤と把握する（損益法）計算を展開するものである。

かくて、簿記技術の上では、個別資本の運動過程を「取引」として捉え、これを資産、負債、資本、費用、収益の五つの勘定の借方と貸方ともに二重に同一金額で記入して記録整理し、全ての勘定の借方合計と貸方合計もまた一致する貸借平均の原理によって、 $\langle \text{母資} + \text{子資} \parallel \text{子資} + \text{母資} + \text{子資} \rangle$ の等式で表わすことになる、といわれていた。

だが、以上のような簿記技術の生成、発展過程については、「土台」の個別資本運動と、その（会計）主体の「意識性」の性格からみて、次のような点で、なおその特性把握には若干のコメントを加えねばならない。

すなわち、第一段階の数量計算の展開は、歴史的には、その「土台」の私有財産の生成は同時にいわゆる前期的資本としての存在でもあったから、いわば、その増殖を確認する財産管理計算の展開にほかならない。ただ、前期的資本の増殖は、隔絶市場に介在した経済外的な収奪であって、財産所有者に対する書記や執事等の行った財産管理計算は、単に既得財産の保全のみならず、そうした増殖財産の収納をも確認するものであった。従って、貨幣経済の進展度合に応じて物量単位計算か貨幣単位計算かの相違があるものの、ここでは使用価値とともに価値の計算も展開されていたのであり、いわば、数量計算と価値計算とは未分化のまま、前期的資本としての財産管理計算が展開されてきたと把握すべきものであったろう。

この点は、第二段階にいたっても、その「土台」の前期的資本としての性格は変わらないから、複式簿記の成立もそうした前期的資本の財産（増殖）管理計算であって、必ずしも段階的に異なる資本損益（分配）計算としての展開を意味するものではない。具体的には、いわゆる「*res*」勘定が資本（主）勘定への転化につながるものではなく、それは、取引先の人名勘定の「残高」バランスを転記した両替銀行家自身の勘定で、結果的にそこに信用取引の貸倒損や商品取引の売買損益を集約したわけであって、その財産増殖分の分配は（同じ人名勘定の中のコマング出資者への分配も別に転記したのち）「秘密元帳」といわれるものの資本主の勘定へ家計費支出額の控除とともに記入されており、いわば複式簿記の勘定体系の外におかれていたのである。従って、そうした分配の記入は、記帳主体の財産管理のアカウントビリティーとは異なる利潤分配のアカウントビリティーによるものであり、複式簿記技術の完成は、財産

（の増殖分の収納をも含めた）管理計算の体系化であって、資本損益（分配のための）価値計算をも「内包」したものではなかった、と考えねばならない。

従ってまた、第三段階の資本循環の把握についても、その「土台」における前期的資本から近代的資本への転回によって、その資本循環の継続化が現象したのであって、それゆえに簿記機構で産業資本の資本循環の把握が問題となつて、商業簿記から工業簿記へと、発展せしめることになつたのである。だが、平均利潤率支配下で「競争」する個別資本の「意識性」においては、その原価計算は複式簿記機構の外で展開され、直接原価から製造間接費計算へと、「価値移転」する減価償却費の認識は支払利子と同次元でその原価算入により、とれだけの資本回収を図るべきものか、という弾力的なもので、その限りでは、今世紀初頭まで原価計算と簿記の「インテグレーション」は達成されていなかった⁽¹³⁾。すくなくともその計算主体たる産業資本家は、可変資本たる労働力の絶対的収奪を強めるとともに、この賃金対価と生産物へ価値移転した不変資本の材料等や設備（償却費）の費用価格構成を問題にして、それらの原価（調査）計算を別個の体系で、いわば試算していたにすぎないのであって、その販売価額との差額として結果的に手にする利益獲得の可否、大小によって（なお比較的軽工業の）産業部門間を資本移動せしめていたのである。

やがて、資本構成の高度化による利益率の向上から、設備資産の固定化、資本移動の困難化により、流動、固定の資産構成が問題となり、その減価償却の「価値回収」額を製造間接費として原価算入することが一般化し、それまでの原価（調査）計算は、複式簿記の商品勘定を三分割して純仕入を把握する記帳技術を、原価要素の材料、賃金、経費勘定から製造原価を集計、把握する勘定機構にインテグレートされて、△定額―増減△の損益計算を逆に迎える原価管理に努め、その企業家の努力の成果を自らのものとする意味での財産管理計算を工業簿記に展開したわけで

ある。

その意味で、この段階でもなお資本として機能する財産（増殖額の）管理計算体系の発展過程であって、本質的な（利潤分配のアカウントビリティによる）資本損益計算の展開には、歴史的にも、株式会社形態の発展という次の段階をまたねばならないものであった、といわざるをえないのである。

三 会社会計技術の把握——減価償却論と剰余金論の吟味——

個別資本運動説による会社会計技術の把握について、馬場・内川共著では、まず株式会社の性格規定から始められるが、これは、方法論としての第四、五段階は、歴史的には株式会社の成立する過程のなかで、その個別資本概念が具体化されることを意味するものと解される。つまり、この段階の会計主体となる機能資本家＝経営者の「意識性」に、それまでの財産（増殖）管理のアカウントビリティと同時に、この段階の超過利潤獲得と他人資本・自己資本の区別、配当利子化政策に基づく利潤分配のアカウントビリティにより、その損益計算における財産法から損益法への転回、さらに費用拡大、収益控除の会計操作、加えて擬制資本運動の論理による株式会社の特殊な資本会計分野の展開がとりあげられているからである。

すなわち、株式会社の本性は、「有限责任的持分資本家」たる株主の議決権をめぐって経営権を「支配」する機能資本家と遊離した無機能資本家との「分裂」が起り、さらに他人資本と自己資本の分離、貸付資本「信用」の成立による擬制資本運動の展開で、機能資本家はその獲得利潤から自らの企業家利得を控除した後、無機能資本家へ利子化された配当金のみを支払うようになる。この他人・自己資本の分離は、会計主体たる機能資本家の「意識性」には、

△ $\text{資産} - \text{負債} + \text{資本}$ の認識、つまり企業資本の機能・存在形態を示す資産と、その所有・源泉形態を示す負債と資本の区別を明確化することとなり、これを無機能資本家に外部報告する貸借対照表が重視されるのであるが、この会計主体が管理責任をもつ企業財産額の期間的比較（財産法）計算においては、その資産評価額を取得原価とするか、時価とするか、そのいかんで、△ $\text{資産} - \text{負債} + \text{資本}$ の計算に混入する資産評価損益によって相当に計上利益が操作されることになるのである。

もとより、このような会社財産の評価問題は、個別資本運動に内在する矛盾の露呈で、相次ぐ過剰生産恐慌による物価変動、商品価値との背離の高まりにつれ、これを利用して架空利益の操作もまた盛行し、その結果増大する破産防止と債権者保護の会社法規の配当規制が強まり、△ $\text{資産} - \text{負債} + \text{資本}$ の財産法を排して、△ $\text{資産} - \text{負債} + \text{資本}$ の損益法への転回によって取得原価主義の会計基準を志向せしめ、「一般に認められた会計原則」による会社会計の制度化がすすめられることになる。

このため、すでに方法論の第三段階の費用価格形成において基礎づけられていた減価償却の「価値移転」から「価値回収」への転回⁽¹⁵⁾は、第四段階の同一部門内の超過利潤獲得競争における資本の有機的構成の高度化を求めて、その会計主体の「意識性」でも現実資本の資産構成とその費用配分を問題にしていたが、典型的には、減価償却の「価値回収」視点の自立化から実質資本維持ひいては拡大再生産の資金調達政策上の財務償却へと発展する。さらに、その損益計算の歪曲として、「努力と成果」の費用・収益対応というよりも△ $\text{資産} - \text{負債} + \text{資本}$ の額を圧縮すべく、引当金による費用概念の拡張や繰延資産による配当可能利益の平準化操作を現象せしめることになる。

その一方、「配当利子化」に伴う自己資本の他人資本化として、無額面株の発行から配当請求権をもつ資本組入額

の限定、それ以外の株主拠出資本を無コスト資金として收奪する（資本）剰余金会計の拡大をもたらししたが、このような擬制資本運動の論理による株価形成、資本市場の変容に依りて、会計主体たる機能資本家の「配当利子化」政策は、その利潤分配のアカウンタピリティーによる損益計算を、いわゆる「企業それ自体」の立場から展開するものとして、〈益出計—益出計—益出計〉の損益会計の外に、引当金、繰延資産の計上による配当可能利益の平準化操作のみならず、さらに資本取引を通して剰余金利得をも求める特殊な資本会計分野を独立せしめ、これに対する法的規制と呼応した企業会計の制度化をさらにおしすすめることになるのである。

以下、このような個別資本運動説の会社会計批判を、その損益計算における減価償却論と、資本計算における株式プレミアム論とを中心にみてみよう。

(1) もともと、個別資本運動説による減価償却論を最初に取りあげられた馬場教授は、第一に「価値移転減価」と「財産的減価」とを峻別し、第二に、それらが社会的に「価値移転」されることによって市場価格の中に客観化されるのであるが、個別資本にとって要費した一切の価値が（財産的減価をも含めて）「価値回収」として自立化する、という対立の中に位置づけてみる、というものであった。

この場合、方法論の第四段階で「価値回収」計算として自立化した減価償却は、その財産的減価はもとより、鉦業権などの無形資産償却から、損失の繰延資産化による（利益）償却までも費用概念に包含、拡大して展開せられるが、その動態論的費用配分理論でも、資本回転の相違、つまり材料などの費消分が全部的に費用化され、回収されて現物の再調達に支出される流動資産に対し、全部的に機能しながら部分的に費用化される固定資産の「価値回収」分は、その代置までは基金として留保され、直ちにその再生産につながらないという相違が見失われており、このため

さらに、そうした減価償却基金のもつ原理的な（単純再生産過程における）拡大効果を越えて、いわゆる実質資本維持のための（時価主義償却などの）財務的設備投資（回収）の経済計算、ひいては拡大再生産のための（擬制資本運動による資本予算など）資金調達政策上の内部蓄積計算へと発展、転化せしめることを明らかにされたのであった。

だが、これだけでは現代企業の会計技術批判たりえないとして、今日の「独占は価値移転計算を行うものではない」から独占の会計「政策を本来の減価償却ではないとして考察の範囲から除くことになる」⁽¹⁷⁾と上部構造論の神田忠雄、

山口孝両教授から批判された。これに対して、馬場教授は、減価償却は「価値移転計算」を行うものとは言っておらず、減価償却という会計技術をその経済的基礎において捉えたものといわれた。⁽¹⁸⁾従って、この論争でも、方法論としての論理的な段階規定とその「意識性」の資本家的性格に基づく会計技術の歴史的な発展段階での批判との混乱があったのであり、原理的な技術批判よりも現段階の減価償却制度の批判へとという接近の相違があった。

すなわち、このような独占の減価償却を可能ならしめるには、その加速償却Ⅱ計上利益圧縮に手をかす税法や計画的な自主償却を認める商法などの制度化法規に支えられた「上部構造」としての会計政策の展開によることになる。

だが、馬場教授によれば、それらは個別資本運動の社会的基盤の問題であって、結局は、個別資本の運動と社会的総資本の運動との矛盾対立が、現象的にはシュミットのいう固定資産の相対的価値維持の矛盾として表れるのであり、その解決は「固定資産の償却と代置を社会的な規模で集中的に管理するしかない」⁽¹⁹⁾段階の問題であるとされるのであるが、別府教授によれば、それは、論理的な第四段階でとりあげられた「価値回収視点の独立化によって与えられた過大償却の可能性を現実化せしめるに至るものは利潤の分配をめぐる諸条件の中に求められなければならない」⁽²⁰⁾。つまり、そうした過大償却の経理技術が機能するのは、第五段階の擬制資本運動の論理による「配当利子化」政策の発展

を通してであり、かつ同時に独占の国家財政政策の支配による租税負担軽減のための制度化が図られる過程で、さらに独占価格設定の支配を強化し、維持するための（経営）技術として——そしてその限界内で——の問題として論じられねばならないものであったのである（注）。

（注）なお、このような減価償却論が、個別資本概念具体化の第四段階における現実資本の「価値回収視点の自立化」が内部蓄積計算の問題となるのに対応し、第五段階における支配株主と一般株主との対立による配当の利子化に関連して、計上利益を縮減する引当金と繰延資産の会計技術が、費用拡大、収益控除による内部蓄積の増大、調整計算の問題としてとりあげられることになる。

すなわち、馬場・内川共著によれば、この引当金は、通説では評価性、負債性、利益性の三つに分けられているが、その評価性の減価償却引当金は引当金ではなく、前述したように固定資産の代置まで留保される基金としての減価償却累計額にほかならず、貸倒引当金は回収不能見込額の収益控除額である。また負債性の引当金は、何らかの用役受取の権利に対する支払義務の金額を示すが、会計技術としては原因発生性、当期負担性、見積可能性によって費用概念を拡大したものである。その意味では、修繕引当金は固定資産の使用価値補填のための支出見込額の留保であり、退職給与引当金はその要支払額がなお未払の費用であって、支払時までの留保基金である。従って、これらの引当金（利益性の特定引当金はもとより）は配当可能利益をその計上前に留保した収益控除額にほかならない、とされていた。

また、繰延資産については、費用配分理論による期間外の費用繰延べを拡大し、資本の実質的不充実たる損失の填補をも一定期間にわたって繰延べたものであるが、これらは、いわば営業活動を可能にするための準備過程で費消された価値であって、さきの財産的減価と同様、資本が直接填補すべき不充実分として借方に反対記入されたものであって、将来の留保利益からの要回収損失にほかならない。創立費、開業費、開発費などはいずれもその意味で資産計上されたものであるが、社債発行差金は割引発行による前払利息であるから、その償却額は営業外費用としての支払利息割引料と処理せねばならず、建設利息は配当すべき利益の前払いであるから、その償却額は留保利益から控除すべき特別損失にほかならないことを明らかにされていたのである（同書第七章四節参照）。

(2) 一方、個別資本運動説による株式プレミアム論は、内川菊義、岡部利良両教授による論争を通して明らかにされた。すなわち、内川教授の説かれたところは、⁽²¹⁾ 創業者利得はそれを最初に明らかにしたヒルファードィングのいうように「平均利潤を産む（産業）資本の平均利子を産む（貸付）資本への転化から生ずる利得の「源泉」であるが、株式プレミアムは、その「平均利潤マイナス利子、すなわち本来の企業家利得に等しい部分」が支配株主の手に前取りされた利潤＝企業家利得の転化形態にはかならない、というのである。これに対して岡部教授は、⁽²²⁾ 株式会社所有者たる株主一般が拠出し、かつ実質的に所有しているものが資本と概念さるべきで、擬制資本（株価総額）＝資本（組入）金額の株式プレミアムは株主の拠出資本の一部であり、かつそれが利益を生むための元本として機能している限り、支配株主も処分不可能な資本と把握すべきものである。創業利得は擬制資本（株価総額）＝現実資本（所要機能資本）であって、この擬制資本（株価総額）が全部現実資本として機能せしめられれば、創業利得なるものは実はゼロであるから問題とならない、と反論せられていたのである。

そこで、この論争に馬場、別府両教授も加わって、「かかる資本の規定は貸付資本家としての株主の立場ではあつても、企業（支配株主）の立場ではない」。利潤を産む産業資本と利子を産む貸付資本との「二面性を統一において捉えた時、はじめて創業者利得としてのプレミアムが利潤（企業家利得）の前取りであり、資本と異なった利得たることが明らかになる」⁽²³⁾とされたのである。

だが、この場合、馬場教授は「擬制資本の運動法則は会社の財務政策を変容させるのであつて、かつては創業者利得として企業外に離脱させたものを、いまでは機能資本の一部として活用するにいた」った株式プレミアムには「右手で払込んだものを左手で配当として受取る」詐欺的株式発行を禁ずるといふ「制度的な要請が伴うためにこれを資

本とせざるをえないものである⁽²⁴⁾、といわれていた。

さらに別府教授は「会社の手に入った株式プレミアムは、創業者利得ではなく」、「株主の払込資本の一部であるが、これは「本来利益（創業者利得）であるものを資本として主張するにいたった独占の恣意的政策として理解するよりも、株式会社金融構造の変化を現わすもの」と把握すべきで、「配当の利子への縮減化の一形態であることによつて自己金融の展開との内在的関連をもつもの」、⁽²⁵⁾といわれていた。これに対して、高山朋子教授はこれは創業者利得であると指摘しても「運用自己資本に対する配当の利子化が結果として生ずる、という明確な説明を可能にする」はずのものと批判された。つまり、この株式プレミアムを配当請求権のない資本準備金として制度化したところに、その利潤 \parallel 企業家利得たる本性が見出されるのであつて、さもなければ「同じ資本としての資本金と資本準備金の振替を行なわせたり、さらには、商法改正によつて、額面株式についての資本金組入れ額を発行価額の二分の一以上に變更する社会的要請は存在しない」、⁽²⁶⁾といわれるからである。

従つて、この段階、つまり歴史的にも、まさに独占段階にいたった個別資本の集積、集中過程における株式発行の多様化を通して表われる株式プレミアム論については、「利潤 \parallel 企業家利得説」による把握が現実在即した批判であり、その意味では、かつて木村和三郎教授が経営利潤と資本損益とを分け、資本準備金となるものが資本損益（Capital gain）に相当するとされた批判もまたかえりみられねばならない。⁽²⁷⁾しかし問題は、その資本準備金化による配当の利子への縮減、さらには商法改正により資本金額そのものの縮減にいたる「制度的要請」の意義と役割についてである（注）。そこで次に、こうした独占資本形成の典型として表われる合併の移転財産の承継（所要現実資本額の算定）処理と（擬制資本の企業価値評価額から増加資本組入金額限定後の）合併差益処理と表示の吟味を通してこれ

を捉え直し、その社会会計批判をさらに展開してみなければならぬ。

(注) この点は、我が国商法の準備金規定自体からみても、かつては利益準備金の積立額に株式発行差金を含めていたのであり（明治三二年商法第一九四条）、第二次大戦後の「企業会計原則」に従って資本準備金の規定が設けられて（昭和二十四年商法第二八八条ノ二）利益準備金の後に欠損填補に充てる準備金とされたのである。それゆえ、現行法でも、結果的にはなお利益準備金の取崩余剰額が減資差益として資本準備金化するように、またさらに、次にみる消滅会社の利益準備金、留保利益等の相当額が合併差益として資本準備金化されるように、このような株式プレミアムの本質をその資本損益としての剰余金性において捉えることが、現在の、まさに独占段階の個別資本の会計技術批判に繋がるものといえることになるのであるまいか。

四 会社合併の会計技術の把握——現代会計批判への接近——

現段階における個別資本運動は、何よりもまず、諸個別資本間の競争の止揚つまり独占形成にいたる株式取得（支配）時の企業結合（連結）から会社合併、分割の盛行において特徴づけられ、ここでは個別資本における支配株主と一般株主との対立を、合併（親）会社株主と被合併（子）会社（株主）という個別資本相互の利害対立として、その矛盾を当事会社の企業価値計算における擬制資本運動の論理と移転財産計算における現実資本運動の論理との背離を通して顕在化し、その意味で「結合」された個別資本運動が現代会計の対象となるのである。

そこでまず、会社の合併には吸収合併と新設合併との二つがあり、その法的解釈論として現物出資説と人格合一説とがあるが、会計的には、被合併会社からの移転財産の評価、これと当事会社双方の株式交換比率で定まる合併会社の増加資本金額との差額たる合併差益の属性規定、及びそれに基づく剰余金等の承継処理が問われる。そこで、このような合併差益の属性について、内川教授は、すでにみてきたような個別資本における支配株主が前取り、留保し

た株式プレミアムと全く同様に、「合併会社の機能資本家である大株主が、自己の将来取得しうべき企業家利得を現在において前取りした創業利得の一形態である」とされるが、その移転財産の評価と剰余金等の承継処理について、被合併会社株主による現物出資と解するよりは、彼等が合併会社の株主となる以上は簿価で継続され、その持分を表わす利益剰余金も承継したうえで、なお増加資本額を超える合併差益を資本準備金とする人格合一説によるべきで、それらが（創業利得と）本質的に異なるのでなく、ただ発生源別に区分表示するにすぎない、といわれていた。

だが、法的には、当社会社の企業価値（その収益力を利子生み資本に還元した擬制資本額）に基づく合併比率で定まる合併会社の増加資本額は、時価発行の盛行、額面主義の撤廃に伴い、我が国の場合でも新株発行価額の総額又はその二分の一（但し券面額）以上を組入れれば（商法第二八四条ノ二）、制度的に、その資本組入額と企業価値（擬制資本）額との差額を合併差益にできるか、さらにその移転財産額（所要の利潤を生む現実機能資本額）の評価いかん（部分的時価評価など）によって、その額を増減することもできるか、商法上その移転財産の評価規定はなく、合併差益としての剰余金等の承継も、（第二八八条ノ二第一項五号又は第三項の）選択適用が認められているので、合併会計はまさに「独占の恣意的政策」に委ねられて、その会計処理法の乱用による（株価操作などの）弊害が指摘せられていた。このため、合併における商法第二八四条ノ二の規定の適用いかんが問われるとともに、その資産評価と剰余金処理基準の明確化が求められる段階にいたつたのである。

そこで、このような創業利得としての合併差益の属性規定に即して、その会計処理基準をも策定すべく、まずは合併会計の責任主体を合併会社取締役（会）と確認し、その視点からみて、（利潤を生む現実の機能資本の）移転財産による事業活動のいかんと、（利子をもたらす擬制資本の）企業価値をそれ経済的に手にした創業者利得と制度的に創

出された合併差益とを二重に控除した（配当をもたらず元本としての）資本組入額の持分割合による合併会社の支配、運営の機関（取締役会）の構成いかんの合併態様を問い、その相違に基づいて区分処理すべきであるという原則が提示されるにいたった。⁽²⁹⁾ すなわち、このような合併会計基準としては、移転財産による事業活動とその持分割合を引継ぎ、新旧株主でその支配構造を形勢する株式交換（持分プーリング）の合併では、原価評価により、被合併会社の資本金、準備金、留保利益等をそのまま引継ぐものとする。一方、移転財産による事業活動を引継がず、これを転用、処分して、被合併会社株主をも単なる一般投資家として合併会社の支配構造には参加せしめない買収（パーチェス）の合併では、時価評価し、その合併差益は全て株式プレミアムと同様に企業家利得を前取りした資本（準備金）利得として計上すべきものとしたのである（注）。

（注）なお、この合併会計基準は、その株式の取得（支配）時の連結会計にも適用さるべきもので、その支配獲得時から、あたかも合併したと同様に買収か、持分プーリングかの態様に従って区分処理することになる。だが、我が国の連結会計基準は、なお法人格を合一しない以上、買収にあたる場合も時価評価せず、個別財務諸表準拠性の原則によって、原価評価のまま子会社株式の購入価額とその持分額との差額を連結調整勘定で処理して利益償却せしめており、（関連会社株式の持分法処理残高も同様）、これらが合併した場合にその未償却残高と合併差益との会計処理に矛盾を生ずることになっており、会社の（商品化による）取得（支配）とそれに基づく企業集団としての経済的実質が充分に把握されていない現状である。

もとより、このような合併会計処理基準については、論理的、実務的になお吟味と検討が加えられねばならないのであるが、少なくとも、現段階における擬制資本運動の自立化により、いわば、第三の「配当利子化」形態として、制度的な資本（組入）額の限定による資本（準備金）利得の創出から、会社の株式と資本との切断、さらにはこれらと企業財産（現実資本）との関係の切断を通して、創業利得、株式プレミアムから合併差益と、営業活動による利潤

のほかに資本損益、つまり株式取引によるキャピタル・ゲイン獲得をも容易にし、これを資本準備金として制度化するにいたる現代会計技術の解明に接近してみたわけである。

結びにかえて

以上みてきたような個別資本運動説による会計技術の把握は、その「土台」の個別資本運動の論理を解明し、これに即して、それぞれの段階の「意識性」の性格が会計主体としてのアカンタビリティーに反映しているところから、そこで展開される会計技術の批判に接近してゆくものであった。これは、会計研究の出発点がまずその会計主体の性格規定にあることを意味するのであるが、その際、馬場教授は「会計主体を考える場合には、その計算主体と論理主体を区別してみなければならない⁽³⁰⁾」といわれていた。そこで、これまでみてきたように、現代の会社会計の把握においても、その計算主体は、会社計算書類を作成する取締役(会)であり、これを規制する論理主体として、利潤極大化を求めて機能する現実資本運動と、これを利子生み資本の捉えた擬制資本運動との対立と統一において把握されたのである。従って、この会計主体の「意識」する現実資本の財産(増殖)管理のアカンタビリティーが、「配当利子化」を現象する利潤分配のアカンタビリティーに従属して現われるところから、その会計構造と技術批判を展開されたわけである。

だが、このような計算主体がその論理主体を体し、これに従って会計実践しようとしても、その「所有」支配をめぐる「対立」をしのぎ、他の個別資本との「競争」にさらされて表れる資本運動そのものの「内包」する矛盾の、いわゆる利害関係者との調整、さらにはその基盤にある社会的総資本と個別資本との矛盾から現象する種々の危険の

回避は、これを意識的政策的に展開する会計技術の上のみでは、（例え、それが「一般に認められた会計原則」として社会的合意をえたとしても）解決しうるものでなく、基本的には、やはり国家権力を巻き込んだ法規等による会計処理、報告の制度化が求められることになるのである。そこで、こうした制度的批判がつけ加わることによって個別資本運動説による会計技術批判もまた充全となり、その現状分析も深められる。その結果が建設的提言となるか否かは、まさにその「技術批判」と「制度批判」の度合いにかんによるもの、といえよう。

かくて、課題の現代会計批判への接近のために、その対象となる「結合」された個別資本の計算主体を、さしあたり、合併（親）会社の取締役（会）とし、その論理主体が自立化した擬制資本運動によって現実資本運動が包摂されて、より一層、その資本運動の、従ってその主体の展開する会計技術の矛盾をも深化させてきた現状をかえりみても、いまや、その資本取引を通じて創業利得獲得の形態を解明してきた過程を、セグメント別の、さらには個々の設備資産の投資と占用を資本分担し相互提携するリース契約や年金債務、偶発損失など将来の見積り「資本化価値基準」の導入を通して、擬制資本運動の論理で現実資本形成をも支配する会計技術の解明に適用することになる。

すなわち、リース契約は、現実資本たる固定資産の減価償却部分に資本予算の利子と手数料等（の前取り利得部分）をも含んだリース料総額（の擬制資本価額）で物融され、通常の償却年数よりも短い期間内にその総額を受払う会社間の契約で、目下のところ、将来の譲渡又は再リース条項を含み、土地建物等又は移転困難な物件などで、借手側が保守負担する金融性（キャピタル）リースは実質的な割賦売買とみなされて、そのリース料総額で資産、負債計上さるべきものとされているが、それ以外のもので購入選択権なく、解約も可能で、貸手側が保守負担する賃貸性（オペレーティング）リースは賃貸借とみなされて、その将来収支の総額は（手形等で確定されなければ）資産、負債

計上されることなく、授受したリース料が損益計上されるのみである。この相違は、会社の合併契約等における法的（形式的）な所有権持分の移動ではないが、その経済的（実質的）占有（支配）権を取得した連結会社との関係において、借手の事業活動に供する金融性リースは借手の占有（支配）権パーチェイスとして時価（公正価値）評価される一方、賃貸性リースは貸手の占有（支配）権プールとして原価評価され、そのリース料に含まれる利子分と手数料等の前取り利得分は、リース開始時の取得原価又は公正価値（現実資本）とリース料総額の現在価値（擬制資本）との差額たる「暖簾」価値が年々実現する過程で区分処理さるべきものとして、その処理基準の論理を探りえまいか。

しかしながら、そうしたリース等の会計処理技術は、当面、営業費用の拡大計上と利益の縮小化、従って課税所得の圧縮を合理化しようとするものにすぎないと批判されており、現代会計の「経済実質主義 Substance over Form」による資産、負債計上の論理化、制度化にはなお多くの難点があるといわれるが、現段階の「結合」された個別資本の「意識性」による技術批判と共に、これを展開せしめる社会の「上部構造」としての規制諸法規や会計原則、会計理論等の制度批判をも加えて、益々これが解明に努めねばならないものとなろう。

そうした制度批判の方法としては、これがまさに国家権力を巻き込んだ社会的総資本の視点に立つ以上、すでにみたような企業結合から合併、分割による、いわば「結合」された個別資本の運動過程に即して、現段階の会計技術の解明、批判をも展開するにとどまらず、むしろ社会的総資本に対する個別資本概念具体化の段階を逆に辿って、第四段階の同一部門内独占の系列支配から、第三段階の異種部門支配のコングロマリットへ、さらに第二段階の国民経済をも体现する国家独占、そして第一段階の（世界経済の）社会的総資本とも一体化しようとする多国籍独占へといった過程の資本運動の論理とその本性を見極めそれぞれの段階ごとの会計問題をとりあげてゆくべきものではあるまい

か。今後とも、このような方法論に従ってみて、現代会計の解明に接近してみたい。大方の御叱正、御批判を願ってやまなご。

- (1) 馬場克三編著『経営学方法論』ミネルバ書房一九六八年刊一頁
- (2) 中西寅雄著『経営経済学』評論社一九三一年刊
- (3) 馬場克三稿「経営学における個別資本運動説の吟味」会計四三巻六号、再録 馬場前掲編者付録一五頁
- (4) 三戸公著『個別資本論序説』森山書店一九五九年刊、再録 馬場前掲編者第二章 個別資本運動説の展開
- (5) 馬場前掲編者第三章 経営技術の理論について
- (6) 朽木清稿「経営学の対象と任務」経済評論一九五五年七月号、神田忠雄稿「会計学の対象について」経理知識四巻一号、再録 神田忠雄著『現代資本主義と会計』法政出版局一九七一年刊第一章第二節、岩尾裕純稿「社会の上部構造と経営制度の特質」経済評論一九五六年二月号
- (7) 別府正十郎著『減価償却の理論』森山書店一九六八年刊、再録 馬場前掲編者第六章 個別資本運動説の発展のための吟味
- (8) 馬場前掲編者第二編シンポジウム 個別資本説の再検討
- (9) 馬場前掲編者第一章 個別資本論争についてのメモ 一二頁
- (10) 別府前掲稿一五七頁
- (11) この歴史的段階は馬場・内川前掲書第一章『簿記原理』の第一節、第二節、第三節による。
- (12) 馬場・内川前掲書六〇七頁
- (13) 敷田礼二稿「工業会計制度確立の周辺——いわゆる「インテグレーション」を中心として——」会計七〇巻四号
- (14) 馬場・内川著第七章 株式会社会計第一節以下第四節
- (15) 別府前掲稿一五六頁、及び馬場克三稿「減価償却の吟味」九大経済学研究第七巻四号、再録 馬場克三著『減価償却論』千倉書房一九五一年刊第一章参照
- (16) 馬場克三稿「減価償却論と私」会計一三四巻六号、一一二頁
- (17) 神田忠雄稿「現代における減価償却の問題点」経済評論一九五八年一〇月号、再録 神田忠雄著『現代資本主義と会計』

法政出版局一九七一年刊第四章二節、山口孝稿「四つの減価償却論」経営教室一九六五年一〇月号

(18) 馬場前掲稿「減価償却論と私」一一四頁

(19) 馬場前掲稿一一六頁

(20) 別府正十郎著『減価償却の理論』森山書店、一九六八年刊、七三頁

(21) 内川菊義稿「株式プレミアムと創業利得」会計七四卷二号、再録 内川菊義著『資本剰余金論』中央経済社一九七六年刊
第四章株式プレミアム

(22) 岡部利良稿「株式プレミアムと創業利得再論」会計七五卷一、三、五、六号

(23) 別府正十郎著『資本会計の経済理論』一九六四年刊、一七六頁

(24) 馬場克三著『株式会社金融論』一九六五年刊、一〇八〜一〇九頁

(25) 別府前掲書、一〇五〜一〇六頁、同稿「創業利得論における所要機能資本の意味について」会計八七卷二号

(26) 高山朋子稿「株式プレミアムに関する資本説の検討」東経大学会誌一四三号三四〜三五頁

(27) 木村和三郎稿「資本剰余金の性格について」税経通信 五六年一〇月号、「資本剰余金の概念分析」会計五八卷三号、
「資本剰余金の分解」企業会計一二卷二号、「資本剰余金の歴史的役割」会計六六卷二号、再録 木村和三郎著『会計学研

究』一九五四年刊、三一〜三二頁

(28) 内川菊義著『資本剰余金論』第七章 合併差益

(29) 荒川邦寿編著『会社合併・分割の会計』中央会計社一九八三年刊、第一三章参照

(30) 馬場克三著『個別資本と経営技術』有斐閣刊一九五七年第七章 経営学および会計学における主体の問題

(31) 加藤盛弘著『現代の会計原則』森山書店刊、八五年、八頁